

平成 19 年 5 月 30 日
内閣府民間資金等活用事業推進室

「VFM (Value For Money) に関するガイドラインの一部改定及びその解説(案)」及び「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」の改定案に対する公開意見募集の趣旨について

国が PFI 事業を実施する上での実務上の指針として、民間資金等活用事業推進委員会(以下「PFI 推進委員会」という。)では平成 13 年及び平成 15 年に計 5 つのガイドライン(プロセス、リスク、VFM、契約、モニタリング)を策定していますが、これらについては策定より数年を経て、PFI 事業の進展や PFI 法改正等の制度変更等に伴い、必ずしも実態に即していない部分もあることが指摘されております。

こうした状況も背景として、以下のガイドライン改定等について、今般、公開意見募集を行うものです。

(1) 「VFM に関するガイドラインの一部改定及びその解説(案)」について

PFI 推進委員会総合部会においては、「VFM 評価の在り方」に関する全般の課題につき可及的速やかに議論を行い、整理すべきこととして、総合部会の下に VFM ワーキンググループを設置し、昨年 9 月より議論を重ねていただきました。その成果を踏まえた「VFM に関するガイドラインの一部改定及びその解説(案)」について、今般、公開意見募集を行うものです。

なお、「VFM (Value For Money) に関するガイドラインの一部改定及びその解説(案)」(以下「一部改定及びその解説(案)」という。)の構成については、「一部改定及びその解説(案)」の「はじめに」(p.1~p.2)をご参照ください。

本「一部改定及びその解説(案)」は、5 月 24 日に開催された第 13 回総合部会に資料として提出したものに、総合部会でのご議論を踏まえ、松本専門委員から事前に提出のあったご意見及びその部分に係る委員のご意見を反映させたものです。従いまして、第 13 回総合部会における各委員からのその他のご意見は反映されておりません。これらの各委員のご意見については、今回の公開意見募集でいただいたご意見とあわせて、6 月に開催される総合部会においてご議論していただく予定です。

(2) 審査方法に関する「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」の改定案について

VFM 評価の在り方については、VFM の評価を PFI 事業選定のプロセスの流れの中でとらえ、段階ごとに順次評価を詳細化していくこととし、評価の各段階において事業の

スキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきとの方向性がVFMワーキンググループにおいて提示されました。一方、審査委員会については事業者選定段階のみならずVFMの評価の各段階において実態として係わっているとの指摘もあり、そのような観点で見ると、審査委員会の在り方は事業者選定段階のみの問題ではなく、VFM評価にも係わる事業者選定プロセス全体に関連する課題として整理すべきものということとなります。そこで、第13回PFI推進委員会での委員の発言も踏まえ、今回、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」中、審査委員会について記載のある審査方法の項目部分についての改定案をとりまとめ、(1)とあわせて公開意見募集を行うものです。

(3) 総合評価に関する「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」の改定案について

事業者選定における審査に関連して、平成17年のPFI法改正において、事業者選定は総合評価方式を原則とするものとされたところですが、今回、改正法に合わせて「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」の所要の改定を行うこととし、公開意見募集を行うものです。

なお、今回のガイドラインの改定は、総合部会において可及的速やかに議論を行い、整理すべきこととされたVFM評価の在り方を中心に行うものです。これ以外のガイドライン改定についても、今後、PFI推進委員会総合部会等の場で議論を行い、優先順位の高いものから順次改定を行っていくことにつき第13回総合部会で確認がなされたことを、念のため申し添えます。